

熊本県公報

第 1 1 1 4 5 号
平成 16 年 7 月 14 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則…… (交通安全・青少年課)	1
○字の区域の変更…………… (市町村総室)	2
○ ”…………… (”)	2
○あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定…………… (”)	3
○指定居宅サービス事業所の指定…………… (介護保健課)	4
○ ”…………… (”)	4
○指定居宅介護支援事業所の指定…………… (”)	4
○指定居宅サービス事業所の指定…………… (”)	4
○指定居宅介護支援事業所の指定…………… (”)	4
○指定居宅サービス事業所の指定…………… (”)	5
○指定居宅サービス事業所の廃止…………… (”)	5
○ ”…………… (”)	5
○ ”…………… (”)	5
公 告	
○土地改良区清算人の退任…………… (農村計画課)	5
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所…………… (都市計画課)	6
○県有財産の売却…………… (警察本部会計課)	6
○土地改良区役員の退任…………… (農村計画課)	7
○県営土地改良事業の工事完了…………… (”)	7
○団体営土地改良事業の工事完了…………… (”)	7
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催…………… (環境政策課)	7
○熊本県税務システム開発業務委託に関する一般競争入札の落札者の決定…………… (税 務 課)	8
○平成 16 年度第 1 回熊本県総合計画推進委員会の開催…………… (企 画 課)	8
登 載 依 頼	
○平成 17 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項…………… (教育委員会)	9
○平成 17 年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項、ひのくに高等養護学校入学者選抜要項…………… (”)	64

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
- 1 少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の定義を改めることとした。(第4条)
 - 2 少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の認定方法を新たに規定することとした。(第4条の2)
 - 3 少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等の認定方法を新たに規定することとした。(第4条の5)
 - 4 弁明の機会の付与の省略について新たに規定することとした。(第6条の2)
 - 5 この規則は、平成16年8月1日から施行することとした。

規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 7 月 14 日
熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第40号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則
 熊本県少年保護育成条例施行規則（昭和46年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等)」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 全裸又は半裸での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

ア 陰部又は女性のでん部若しくは乳房を露出した姿態

イ 自慰の姿態

ウ 陰部、でん部又は乳房への愛ぶの姿態

エ 排せつの姿態

オ 緊縛の姿態

第4条第2号中「性交又はこれに」を「性交に」に改め、同号イを次のように改める。

イ 強かん行為

第4条第2号中ウを削り、エをウとし、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 性交

第4条の3の見出し中「みなされる」を「みなす」に改め、同条を第4条の4とし、同条の次に次の1号を加える。

(少年に有害ながん具類等として指定されたものとみなすがん具類等の認定方法)

第4条の5 条例第10条第3項の規定で定めるがん具類等の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて確認することにより行うものとする。

第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1号を加える。

(少年に有害な図書等として指定されたものとみなす図書等の認定方法)

第4条の2 条例第9条第3項各号に規定する卑わいな姿態等を撮影し、若しくは描写した写真若しくは図画及びその紙面数又は描写した場面及びその場面数若しくは時間の認定に当たっては、環境生活部の少年育成事務を担当する2人以上の職員が、視覚を通じて直接又はテレビ画面等に映し出される映像を観察する方法により確認し、又は測定することにより行うものとする。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1号を加える。

(弁明の機会の付与の省略)

第6条の2 条例第12条の3第3項の規定により有害図書等の撤去を命ずる場合において、第4条の2に規定する職員が、当該図書等を同条に規定する方法により、第4条第1号アからウまで、第2号又は第3号アに該当するものと確認し、若しくは測定し、少年に有害な図書等として指定されたものとみなしたときは、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第2項第3号の規定により、弁明の機会を付与しない。

附 則

- この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 改正後の第4条、第4条の2、第4条の5及び第6条の2の規定は、平成16年8月1日以後において店舗に陳列され、又は自動販売機に収納されている図書等又はがん具類等について適用する。

告 示

熊本県告示第748号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨鹿央町長から届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年7月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
合 里	田鶴原	字浦田 3535、3540 に隣接する道路である国有地の全部	合 里	浦 田

熊本県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨新和町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年7月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前	変更前の字	区 域	変更後	変更後の字
碓石	蛭目	423の2、426の4、428の5、429の1、429の3、430、432の2及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	碓石	桑鶴
碓石	毛正田	1044、1052の2、1053の1、1053の2、1053の3、1055の1、1055の4	碓石	早田
碓石	津河原	1117、1118の2	碓石	早田
碓石	川池	1228の一部、1228の1の一部、1264の1の一部、1264の2、1288の1の一部、1289の一部	碓石	早田
碓石	毛正田	1017の1、1017の2の一部、1018の2に隣接する水路である国有地の全部及び1035の4、1035の5、1035の6に隣接する道路に隣接する水路である国有地の全部	碓石	川池
碓石	早田	1223の1の一部、1224の2の一部、1224の7の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	碓石	川池
碓石	東碓石	1645の4	碓石	川池
碓石	早田	1209の1、1209の2、1212の1、1216の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに1217の3、1226、1226の1に隣接する水路である国有地の全部	碓石	東碓石
碓石	川池	1227の一部、1227の1、1227の2、1228の一部、1228の1の一部、1228の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	碓石	東碓石
碓石	平山	字東碓石1628の一部、1656、1657及びこれらの区域に介在する道路に隣接する水路である国有地の一部	碓石	東碓石
碓石	早田	1198の2、1199の6及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに1208、1209の1に隣接する道路、水路である国有地の一部	碓石	平山
碓石	東碓石	1621の一部、1622の一部、1626の一部、1627の一部、1628の一部、1632の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	碓石	平山
碓石	東碓石	1617の一部、1619の一部、1620、1621の一部、1622の一部、1623、1624の1の一部、1625の一部、1626の一部	碓石	雁道
碓石	平山	1725の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部	碓石	雁道
碓石	雁道	1770、1771、1772、1776の2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	碓石	雁山口
碓石	田河内	1985の1	碓石	牛ヶ平
碓石	牛ヶ平	2538から2542まで	碓石	上清田
碓石	大淵	2405、2406の一部、2407の1の一部、2407の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	碓石	上清田

熊本県告示第750号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨牛深市長から届出があった。

平成16年7月14日

熊本県知事 潮谷義子